

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後
3	第1編 第1章 総則 ～	「請負者」	「受注者」 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">工事請負契約約款の改正に伴うもの。 なお、当面は「請負者」を「受注者」に読み替えて運用のこと。</div>
8	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p><b>1-1-8 CORINSへの登録</b></p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p><b>1-1-8 CORINSへの登録</b></p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">コリンズ登録について、完成後、土・日祝日の記載を追加。</div>
12	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p>3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">工事の一時中止について、「基本計画書」を「変更施工計画書」に記載することに内容を変更。</div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
13	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p>2. 請負者は、約款第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、約款第19条に基づく設計図書の変更又は約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。</p> <p>4. 請負者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。</p> <p>5. 請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、約款第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、約款第19条に基づく設計図書の変更又は約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">工期の変更については、「協議書の提出」する行為から「協議すること」に記載内容を変更。</p> </div>
26	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p>2. 請負者は、工事完成届提出時及び監督員が指示した時に、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 竣工図</p>	<p>2. 請負者は、工事完成届提出時及び監督員が指示した時に、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 竣工図 (出来形図) (会社名の入った図面タイトルの貼り付けまたは、図面タイトル上部に「竣工図」と記載等する。なお、社判の押印は不要とする。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">工事完成検査の書類簡素化のため補足の記載を追加。</p> </div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
27	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p>6. 請負者は、工事目的物を対象として契約図書と対比した、次の各号に掲げる検査を受けなければならない。</p> <p>なお、検査にあたっては、現場代理人及び主任技術者または、監理技術者並びに社内検査員を立会わせなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、工事目的物を対象として契約図書と対比した、次の各号に掲げる検査を受けなければならない。</p> <p>なお、検査にあたっては、現場代理人及び主任技術者(または、監理技術者)と社内検査員を立会わせなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>検査立会いについての記載表現を修正。</p> </div>
28	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p>2. 請負者は、発注者が約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、原則として当該工事を所管する課長以上の職にある者により検査基準に基づき品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。</p>	<p>2. 請負者は、発注者が約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、原則として課長等により検査基準に基づき品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>部分使用に伴う、検査についての記載改正。 (担当外の課長や専門技術管理員等が検査を行えるように改正)</p> </div>
31	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p><b>1-1-33 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日)、建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日)、「港湾工事安全施工指針(財)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(財)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(財)日本海上起重技術協会」JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p>	<p><b>1-1-33 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>国土交通省からの通達文の訂正</p> </div>
33	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p>14. 監督員が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。</p>	<p>14. 監督員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改正法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>国からの通達文の訂正</p> </div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
35	第1編 第1章 総則  第1節 総則	—	<p>6-1. 請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">軽油を使用する特殊車両についての記載を追加</p> </div>
36	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p>7. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達，昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示，平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。</p> <p>8. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物</p>	<p>7. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達，昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示，平成13年4月9日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。</p> <p>8. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">国土交通省からの通達文の訂正</p> </div>



## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後																								
38	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<p>4. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知，昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置につい</p>	<p>4. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月17日総理府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知，昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置につい</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">国土交通省からの通達文の訂正</p> </div>																								
40	第1編 第1章 総則  第1節 総則	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 会 計 法</td> <td style="width: 70%;">(昭和22年 法律第 35号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 建 設 業 法</td> <td>(昭和24年 法律第100号)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(昭和31年 法律第120号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(昭和22年 法律第 49号)</td> </tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td> <td>(昭和47年 法律第 57号)</td> </tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td> <td>(昭和50年 法律第 28号)</td> </tr> </table>	(1) 会 計 法	(昭和22年 法律第 35号)	(2) 建 設 業 法	(昭和24年 法律第100号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(昭和31年 法律第120号)	(4) 労働基準法	(昭和22年 法律第 49号)	(5) 労働安全衛生法	(昭和47年 法律第 57号)	(6) 作業環境測定法	(昭和50年 法律第 28号)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 会計法</td> <td style="width: 70%;"><u>(平成18年6月改正 法律第53号)</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td> <td><u>(平成20年5月改正 法律第28号)</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td><u>(平成21年6月改正 法律第51号)</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td><u>(平成20年6月改正 法律第89号)</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td> <td><u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u></td> </tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td> <td><u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">制定年表示から最新改正年表示に変更</p> </div>	(1) 会計法	<u>(平成18年6月改正 法律第53号)</u>	(2) 建設業法	<u>(平成20年5月改正 法律第28号)</u>	(3) 下請代金支払遅延等防止法	<u>(平成21年6月改正 法律第51号)</u>	(4) 労働基準法	<u>(平成20年6月改正 法律第89号)</u>	(5) 労働安全衛生法	<u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u>	(6) 作業環境測定法	<u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u>
(1) 会 計 法	(昭和22年 法律第 35号)																										
(2) 建 設 業 法	(昭和24年 法律第100号)																										
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(昭和31年 法律第120号)																										
(4) 労働基準法	(昭和22年 法律第 49号)																										
(5) 労働安全衛生法	(昭和47年 法律第 57号)																										
(6) 作業環境測定法	(昭和50年 法律第 28号)																										
(1) 会計法	<u>(平成18年6月改正 法律第53号)</u>																										
(2) 建設業法	<u>(平成20年5月改正 法律第28号)</u>																										
(3) 下請代金支払遅延等防止法	<u>(平成21年6月改正 法律第51号)</u>																										
(4) 労働基準法	<u>(平成20年6月改正 法律第89号)</u>																										
(5) 労働安全衛生法	<u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u>																										
(6) 作業環境測定法	<u>(平成18年6月改正 法律第50号)</u>																										

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
41	第1編 第1章 総則  第1節 総則	(7) じん肺法 (昭和35年 法律第30号) (8) 雇用保険法 (昭和49年 法律第116号) (9) 労働者災害補償保険法 (昭和22年 法律第50号) (10) 健康保険法 (昭和11年 法律第70号) (11) 中小企業退職金共済法 (昭和34年 法律第160号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51年 法律第33号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成3年 法律第94号) (14) 道路法 (昭和27年 法律第180号) (15) 道路交通法 (昭和35年 法律第105号) (16) 道路運送法 (昭和26年 法律第183号) (17) 道路運送車両法 (昭和26年 法律第185号) (18) 砂防法 (明治30年 法律第29号) (19) 地すべり等防止法 (昭和33年 法律第30号) (20) 河川法 (昭和39年 法律第167号) (21) 海岸法 (昭和31年 法律第101号) (22) 港湾法 (昭和25年 法律第218号) (23) 港則法 (昭和23年 法律第174号) (24) 漁港法 (昭和25年 法律第137号) (25) 下水道法 (昭和33年 法律第79号) (26) 航空法 (昭和27年 法律第231号) (27) 公有水面埋立法 (大正10年 法律第57号) (28) 軌道法 (大正10年 法律第76号) (29) 森林法 (昭和26年 法律第249号) (30) 環境基本法 (平成5年 法律第91号) (31) 火薬類取締法 (昭和25年 法律第149号) (32) 大気汚染防止法 (昭和43年 法律第97号) (33) 騒音規制法 (昭和43年 法律第98号) (34) 水質汚濁防止法 (昭和45年 法律第138号) (35) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年 法律第61号) (36) 振動規制法 (昭和51年 法律第64号) (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (昭和45年 法律第137号) (38) 文化財保護法 (昭和25年 法律第214号) (39) 砂利採取法 (昭和43年 法律第74号)	(7) じん肺法 ( <u>平成16年12月改正 法律第150号</u> ) (8) 雇用保険法 ( <u>平成22年3月改正 法律第15号</u> ) (9) 労働者災害補償保険法 ( <u>平成22年3月改正 法律第15号</u> ) (10) 健康保険法 ( <u>平成22年5月改正 法律第35号</u> ) (11) 中小企業退職金共済法 ( <u>平成18年6月改正 法律第66号</u> ) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 ( <u>平成21年7月改正 法律第79号</u> ) (13) 出入国管理及び難民認定法 ( <u>平成21年7月改正 法律第79号</u> ) (14) 道路法 ( <u>平成22年3月改正 法律第20号</u> ) (15) 道路交通法 ( <u>平成21年7月改正 法律第79号</u> ) (16) 道路運送法 ( <u>平成21年6月改正 法律第64号</u> ) (17) 道路運送車両法 ( <u>平成20年4月改正 法律第21号</u> ) (18) 砂防法 ( <u>平成22年3月改正 法律第20号</u> ) (19) 地すべり等防止法 ( <u>平成19年3月改正 法律第23号</u> ) (20) 河川法 ( <u>平成22年3月改正 法律第20号</u> ) (21) 海岸法 ( <u>平成22年6月改正 法律第41号</u> ) (22) 港湾法 ( <u>平成22年6月改正 法律第41号</u> ) (23) 港則法 ( <u>平成21年7月改正 法律第69号</u> ) (24) 漁港法 ( <u>平成12年5月改正 法律第78号</u> ) (25) 下水道法 ( <u>平成17年6月改正 法律第70号</u> ) (26) 航空法 ( <u>平成21年6月改正 法律第51号</u> ) (27) 公有水面埋立法 ( <u>平成16年6月改正 法律第84号</u> ) (28) 軌道法 ( <u>平成18年3月改正 法律第19号</u> ) (29) 森林法 ( <u>平成18年6月改正 法律第50号</u> ) (30) 環境基本法 ( <u>平成20年6月改正 法律第83号</u> ) (31) 火薬類取締法 ( <u>平成21年7月改正 法律第85号</u> ) (32) 大気汚染防止法 ( <u>平成22年5月改正 法律第31号</u> ) (33) 騒音規制法 ( <u>平成17年4月改正 法律第33号</u> ) (34) 水質汚濁防止法 ( <u>平成22年5月改正 法律第31号</u> ) (35) 湖沼水質保全特別措置法 ( <u>平成22年5月改正 法律第31号</u> ) (36) 振動規制法 ( <u>平成16年6月改正 法律第94号</u> ) (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ( <u>平成16年6月改正 法律第94号</u> ) (38) 文化財保護法 ( <u>平成19年3月改正 法律第7号</u> ) (39) 砂利採取法 ( <u>平成12年5月改正 法律第91号</u> )
		制定年表示から最新改正年表示に変更	

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
42	第1編 第1章 総則  第1節 総則	(40) 電気事業法 (昭和39年 法律第170号) (41) 消防法 (昭和23年 法律第186号) (42) 測量法 (昭和24年 法律第188号) (43) 建築基準法 (昭和25年 法律第201号) (44) 都市公園法 (昭和31年 法律第79号) (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年 法律第104号) (46) 土壤汚染対策法 (平成14年 法律第53号) (47) 駐車場法 (平成18年5月改正 法律第46号) (48) 海上交通安全法 (昭和47年 法律第115号) (49) 海上衝突予防法 (昭和52年 法律第62号) (50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年 法律第136号) (51) 船員法 (昭和22年 法律第100号) (52) 船舶職員法 (昭和26年 法律第149号) (53) 船舶安全法 (昭和8年 法律第11号) (54) 自然環境保全法 (昭和47年 法律第85号) (55) 自然公園法 (昭和32年 法律第161号) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年 法律第127号) (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年 法律第100号) (58) 河川法施行法 (昭和39年 法律第168号) (59) 緊急失業対策法 (昭和24年 法律第89号) (60) 技術士法 (昭和58年 法律第25号) (61) 漁業法 (昭和24年 法律第267号) (62) 漁港漁場整備法 (平成19年5月改正 法律第61号) (63) 空港整備法 (平成20年 法律第75号) (64) 計量法 (平成4年 法律第51号) (65) 厚生年金保険法 (昭和29年 法律第115号) (66) 航路標識法 (昭和24年 法律第99号) (67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年 法律第48号) (68) 最低賃金法 (昭和34年 法律第137号) (69) 職業安定法 (昭和22年 法律第141号) (70) 所得税法 (昭和40年 法律第33号)	(40) 電気事業法 ( <u>平成18年6月改正 法律第50号</u> ) (41) 消防法 ( <u>平成21年5月改正 法律第34号</u> ) (42) 測量法 ( <u>平成19年5月改正 法律第55号</u> ) (43) 建築基準法 ( <u>平成20年5月改正 法律第40号</u> ) (44) 都市公園法 ( <u>平成16年6月改正 法律第109号</u> ) (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ( <u>平成16年12月改正 法律第147号</u> ) (46) 土壤汚染対策法 ( <u>平成21年4月改正 法律第23号</u> ) (47) 駐車場法 (平成18年5月改正 法律第46号) (48) 海上交通安全法 ( <u>平成21年7月改正 法律第69号</u> ) (49) 海上衝突予防法 ( <u>平成15年6月改正 法律第63号</u> ) (50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 ( <u>平成22年5月改正 法律第37号</u> ) (51) 船員法 ( <u>平成20年6月改正 法律第53号</u> ) (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 ( <u>平成20年5月改正 法律第26号</u> ) (53) 船舶安全法 ( <u>平成18年6月改正 法律第50号</u> ) (54) 自然環境保全法 ( <u>平成21年6月改正 法律第47号</u> ) (55) 自然公園法 ( <u>平成21年6月改正 法律第47号</u> ) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 ( <u>平成21年6月改正 法律第51号</u> ) (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ( <u>平成15年7月改正 法律第119号</u> ) (58) 河川法施行法 ( <u>平成11年12月改正 法律第160号</u> ) (59) 技術士法 ( <u>平成18年6月改正 法律第50号</u> ) (60) 漁業法 ( <u>平成19年6月改正 法律第77号</u> ) (61) 漁港漁場整備法 (平成19年5月改正 法律第61号) (62) 空港法 ( <u>平成20年6月改正 法律第75号</u> ) (63) 計量法 ( <u>平成18年3月改正 法律第10号</u> ) (64) 厚生年金保険法 ( <u>平成22年4月改正 法律第27号</u> ) (65) 航路標識法 ( <u>平成16年6月改正 法律第84号</u> ) (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 ( <u>平成14年2月改正 法律第1号</u> ) (67) 最低賃金法 ( <u>平成20年5月改正 法律第26号</u> ) (68) 職業安定法 ( <u>平成21年7月改正 法律第79号</u> ) (69) 所得税法 ( <u>平成22年3月改正 法律第6号</u> )
			制定年表示から最新改正年表示に変更

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
43	第1編 第1章 総則  第1節 総則	(71) 水産資源保護法 (昭和26年 法律第313号) (72) 船員保険法 (昭和14年 法律第 73号) (73) 著作権法 (昭和45年 法律第 48号) (74) 電波法 (昭和25年 法律第131号) (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年 法律第131号) (76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年 法律第 84号) (77) 農薬取締法 (昭和23年 法律第 82号) (78) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年 法律第303号) (79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成18年 法律第 62号) (80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年 法律第 18号) (81) 警備業法 (昭和47年 法律第117号) (82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年 法律第 58号) (83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成19年 3月改正 法律第 19号)	(70) 水産資源保護法 ( <u>平成22年6月改正 法律第41号</u> ) (71) 船員保険法 ( <u>平成22年5月改正 法律第35号</u> ) (72) 著作権法 ( <u>平成21年7月改正 法律第73号</u> ) (73) 電波法 ( <u>平成21年4月改正 法律第40号</u> ) (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 ( <u>平成19年6月改正 法律第90号</u> ) (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 ( <u>平成22年3月改正 法律第15号</u> ) (76) 農薬取締法 ( <u>平成19年3月改正 法律第8号</u> ) (77) 毒物及び劇物取締法 ( <u>平成13年6月改正 法律第87号</u> ) (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 ( <u>平成17年5月改正 法律第51号</u> ) (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 ( <u>平成17年3月改正 法律第18号</u> ) (80) 警備業法 ( <u>平成17年7月改正 法律第87号</u> ) (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 ( <u>平成17年10月改正 法律第102号</u> ) (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成19年3月改正 法律第19号)
			制定年表示から最新改正年表示に変更

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後
52	第1編 第2章 土工  第2節 適用すべき諸基準	<p>日本道路協会 道路土工施工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 軟弱地盤対策工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 のり面工・斜面安定工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 土質調査指針 (昭和61年11月)</p> <p>土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成16年9月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工施工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工軟弱地盤対策工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 土質調査指針 (昭和61年11月)</p> <p>土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成16年9月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
57	第1編 第2章 土工  第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	<p>6. 請負者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に3～5%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に<u>4%程度</u>の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
59	第1編 第2章 土工  第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	<p>10. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>10. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、<u>壁面から1.0m～1.5mの範囲</u>では、振動コンパクタや小型動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
66	第1編 第2章 土工  第4節 道路土工	<p>4. 請負者は、路床盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に3～5%の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、路床盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</p> </div>
71	第1編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート  第3節 レディーミクストコンクリート	<p><b>3-3-2 工場の選定</b></p> <p>1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。ただし、請負者は、施工計画書にJISマーク表示認証工場及びJIS認定コンクリート名を記載し、監督員に提出した場合は、配合に臨場することを省略することができるものとする。</p> <p>また、請負者は、アルカリ骨材反応対策については「アルカリ骨材抑制対策実施要領（土木構造物）」に基づき、コンクリート打設前に配合報告書を提出し、監督員の確認を得なければならない。</p>	<p><b>3-3-2 工場の選定</b></p> <p>1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（<u>全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等</u>）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p><u>なお、請負者は、施工計画書にJISマーク表示認証工場及びJIS認定コンクリート名を記載し、監督員に提出した場合は、配合に臨場することを省略することができるものとする。</u></p> <p><u>また、請負者は、アルカリ骨材反応対策については「アルカリ骨材抑制対策実施要領（土木構造物）」に基づき、コンクリート打設前に配合報告書を提出し、監督員の確認を得なければならない。</u></p> <p>2. 請負者は、JISマーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">生コンの品質確保のため、コンクリート標準示方書等の諸基準に準拠した</p> </div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
72	第1編 第3章 無筋、鉄筋コン クリート  第3節 レ ディーミクスト コンクリート	<p>3. 請負者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認定工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外の認定を受けていないレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第1編3-5-3配合及び3-5-4材料の計量及び練混ぜ規定によるとともに、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。</p>	<p>3. 請負者は、第1編3-3-2第1項により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>    <u>なお、第1編3-3-2第1項により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。</u></p> <p>4. 請負者は、第1編3-3-2第2項に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>    <u>また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     JISマーク表示のコンクリートに係る記載を変更。                 </div>
83	第1編 第3章 無筋、鉄筋コン クリート  第3節 レ ディーミクスト コンクリート	<p>2. 請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに監督員へ提出しなければならない。</p>	<p>2. 請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員または、検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     書類簡素化による見直し。                 </div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
84	第1編 第3章 無筋、鉄筋コン クリート  第3節 レ ディーミクスト コンクリート	<p>3. 請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備および保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">書類簡素化による見直し。</div>
85	第1編 第3章 無筋、鉄筋コン クリート  第3節 レ ディーミクスト コンクリート	<p><b>3-7-6 ガス圧接</b></p> <p>1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、資格証明書の写しを監督員に提出するものとする。</p>	<p><b>3-7-6 ガス圧接</b></p> <p>1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p><u>また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">書類簡素化による見直し。</div>



# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
103	第2編 第1章 一般事項  第2節 工事材料の品質及び確認	<p><b>第2節 工事材料の品質及び確認</b></p> <p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、検査時までには監督員へ提出するとともに、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。</p> <p>ただし、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品を使用する場合は、施工計画書に各工場名を記載し、監督員に提出すればよいものとする。</p> <p>2. 請負者は、設計図書において確認を受けることとしている工事材料について、請負者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し確認を受けなければならない。</p> <p>3. 請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。</p> <p>4. 請負者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を監督員に提出することとした工事材料については、これを提出しなければならない。</p>	<p><b>第2節 工事材料の品質及び確認</b></p> <p><u>1. 請負者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>また、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</u></p> <p>ただし、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品を使用する場合は、施工計画書に各工場名を記載し、監督員に提出すればよいものとする。</p> <p>2. 請負者は、設計図書において確認を受けることとしている工事材料について、請負者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し確認を受けなければならない。</p> <p>3. 請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。</u></p> <p><u>4. 請負者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>書類簡素化による見直し。                      工事材料の品質資料は受注者が保管し、請求があった場合は提出する。                      JISマーク表示品については、試験・見本の提出を省略できるものとした。</p> </div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
104	第2編 第1章 一般事項  第2節 工事材料の品質及び確認	-	<p>7. 請負者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督員に提出するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>海外の建設資材の品質証明についての記載を追加</p> </div>
137	第2編 第2章 土木工事材料  第1.1節 塗料	<p>4. 請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS K 5621（一般用さび止めペイント）</li> <li>JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）</li> <li>JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）</li> <li>JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）</li> <li>JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）</li> <li>JIS K 5627（ジクロロメートさび止めペイント）</li> <li>JIS K 5628（鉛酸ジクロロメートさび止めペイント）</li> <li>JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</li> </ul>	<p>4. 請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS K 5621（一般用さび止めペイント）</li> <li><del>JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）</del></li> <li>JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）</li> <li><del>JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）</del></li> <li>JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）</li> <li><del>JIS K 5627（ジクロロメートさび止めペイント）</del></li> <li><del>JIS K 5628（鉛酸ジクロロメートさび止めペイント）</del></li> <li>JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>JIS基準との整合のため</p> </div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
138	第2編 第2章 土木工事材料  第12節 道路 標識及び区画線	(1) 標識板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718 (プラスチック-メタクリル樹脂板) ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)	(1) 標識板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性 -第1部:キャスト板) JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性 -第2部:押出板) ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)
		JIS基準との整合のため	
149	第3編 第1章 一般施工  第2節 適用す べき諸基準	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成14年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針 (案) (平成2年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 鋼道路橋塗装防食便覧 (平成17年12月) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月) 建設省 薬液注入工事に係わる施工管理等 (平成2年9月) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月) 建設省 仮締切堤設置基準 (案) (平成10年6月) 環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 (告示) (昭和46年12月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成14年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋編) (平成14年4月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成14年5月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針 (案) (平成2年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 道路橋塗装防食便覧 (平成17年12月) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月) 建設省 薬液注入工事に係わる施工管理等 (平成2年9月) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成22年6月一部改正) 環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 (平成15年11月5日)
		適用すべき諸基準との整合のため変更	

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
150	第3編 第1章 一般施工  第2節 適用すべき諸基準	<p>日本道路協会 道路土工 軟弱地盤対策工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 施工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 のり面・斜面安定工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 擁壁工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 カルバート工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 一排水工指針 (昭和62年6月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成16年2月)</p> <p>建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針 (設計及び保守管理) (平成17年6月)</p> <p>建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕 (平成11年11月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)〔ボックスカルバート・擁壁編〕 (平成11年11月)</p> <p>労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)〔樋門編〕 (平成13年12月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) (平成13年12月)</p> <p>労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月)</p>	<p>日本道路協会 道路土工 軟弱地盤対策工指針 (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 <u>道路土工要綱</u> (<u>平成21年6月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路土工 <u>盛土工指針</u> (<u>平成22年4月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路土工 <u>切土工・斜面安定工指針</u> (<u>平成21年6月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路土工 擁壁工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 <del>道路土工一排水工指針</del> (<del>昭和62年6月</del>)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (<u>平成22年12月</u>)</p> <p>建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針 (設計及び保守管理) (平成17年6月)</p> <p>建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕 (平成11年11月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)〔ボックスカルバート・擁壁編〕 (平成11年11月)</p> <p>労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)〔樋門編〕 (平成13年12月) (平成13年12月)</p> <p>国土交通省 国土交通省土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) (平成13年12月)</p> <p>労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月)</p>
適用すべき諸基準との整合のため変更			

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
159	第3編 第1章 一般施工  第3節 共通的 工種	<p><b>1-3-7 植生工</b></p> <p>1. 種子散布は、ポンプを用いて基盤材（木質繊維ファイバー）等を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、ポンプまたはモルタルガンを用いて客土（黒ボク等）を厚さ1～3cmに吹き付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）または有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ1～10cmに吹き付けるものとする。</p>	<p><b>1-3-7 植生工</b></p> <p>1. 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹き付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10cmに吹き付けるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
161	第3編 第1章 一般施工  第3節 共通的 工種	<p>12. 種子散布吹付工及び客土散布工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（pH）を行い、その結果を監督員に提出した後、着手するものとする。</p>	<p>12. 種子散布吹付工及び客土散布工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（pH）を行い、その結果をその資料を整備保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">書類簡素化による見直し。</div>
172	第3編 第1章 一般施工  第3節 共通的 工種	<p>(数式：PCM)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">P_{CM} = C + \frac{M_n}{20} + \frac{S_i}{30} + \frac{N_i}{60} + \frac{C_r}{20} + \frac{M_o}{15} + \frac{V}{10} + \frac{C_u}{20} + 5B \quad (\%)</math> </div> $C_{eq} = C + \frac{M_n}{6} + \frac{S_i}{24} + \frac{N_i}{40} + \frac{C_r}{5} + \frac{M_o}{4} + \frac{V}{14} + \left[ \frac{C_u}{13} \right] \quad (\%)$	<p>(数式：PCM)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">P_{CM} = C + \frac{M_n}{20} + \frac{S_i}{30} + \frac{N_i}{60} + \frac{C_r}{20} + \frac{M_o}{15} + \frac{V}{10} + \frac{C_u}{20} + 5B \quad (\%)</math> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <del><math display="block">C_{eq} = C + \frac{M_n}{6} + \frac{S_i}{24} + \frac{N_i}{40} + \frac{C_r}{5} + \frac{M_o}{4} + \frac{V}{14} + \left[ \frac{C_u}{13} \right] \quad (\%)</math></del> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後
192	第3編 第1章 一般施工  第4節 基礎工	(3) 請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。	(3) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。 <u>なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</u>  書類簡素化による見直し。
201	第3編 第1章 一般施工  第4節 基礎工	(3) 請負者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。	(3) 鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。 <u>なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</u>  書類簡素化による見直し。
205	第3編 第1章 一般施工  第5節 石・ブロック積（張）工	—	6. 受注者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りの施工にあたり、 <u>間仕切コンクリートを設ける場合は、コンクリートの最低幅を10cm以上確保しなければならない。</u> 7. 請負者は、コンクリートブロック工の練積みにおける裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8. 請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。 9. 請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りにおける合端の施工にあたり、監督員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。  適用すべき諸基準との整合のため変更

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後
218	第3編 第1章 一般施工  第6節 一般舗装工	(2) 請負者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	(2) 請負者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 <u>所定の品質が得られるよう1層の仕上がり厚さで20cm以下を目安とし、敷均さなければならない。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
219	第3編 第1章 一般施工  第6節 一般舗装工	(3) 請負者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、1層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。	(3) 請負者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、 <u>所定の品質が得られるよう1層の仕上がり厚が15cm以下を目安とし、敷均さなければならない。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
246	第3編 第1章 一般施工  第7節 地盤改良工	9. 請負者は、薬液注入工における施工管理等については、薬液注入工に係わる施工管理等について（建設省通達）の規定によらなければならない。なお、請負者は、注入の効果の <u>確認</u> が判定できる資料を作成し提出するものとする。	9. 請負者は、薬液注入工における施工管理等については、薬液注入工に係わる施工管理等について（建設省通達）の規定による。 <u>なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">書類簡素化による見直し。</div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
265	第4編 第1章 道路改良  第2節 適用すべき諸基準	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>地盤工学会      グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説  <span style="float: right;">(平成12年3月)</span></p> <p>日本道路協会      道路土工－施工指針      (昭和61年11月)</p> <p>日本道路協会      道路土工－のり面工・斜面安定工指針  <span style="float: right;">(平成11年3月)</span></p> <p>日本道路協会      道路土工－擁壁工指針      (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会      道路土工－カルバート工指針      (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会      道路土工－仮設構造物工指針      (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会      道路土工－排水工指針      (昭和62年6月)</p> <p>全日本建設技術協会      土木構造物標準設計第2巻      (平成12年9月)</p> <p>④全国特定法面保護協会      のり枠工の設計・施工指針      (平成18年11月)</p> <p>日本道路協会      落石対策便覧      (平成12年6月)</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>地盤工学会      グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説  <span style="float: right;">(平成12年3月)</span></p> <p>日本道路協会      <u>道路土工要綱</u>      (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会      <u>道路土工－切土工・斜面安定工指針</u>      (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会      <u>道路土工－盛土工指針</u>      (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会      道路土工－擁壁工指針      (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会      道路土工－カルバート工指針      (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会      道路土工－仮設構造物工指針      (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会      <del>道路土工－排水工指針</del>      (昭和62年6月)</p> <p>全日本建設技術協会      土木構造物標準設計第2巻      (平成12年9月)</p> <p>(社)全国特定法面保護協会      のり枠工の設計・施工指針      (平成18年11月)</p> <p>日本道路協会      落石対策便覧      (平成12年6月)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
267	第4編 第1章 道路改良  第4節 法面工	<p>2. 請負者は、法面の施工にあたって、道路土工－のり面工・斜面安定工指針</p> <p>3. 設計と施工、のり枠工の設計・施工指針 第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章施工の規定によらなければならない。</p> <p>これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2. 請負者は、法面の施工にあたって、道路土工－切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編、道路土工－盛土工指針 5－6 盛土のり面の施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によらなければならない。</p> <p>これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>



# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
267	第4編 第1章 道路改良  第4節 法面工	<p><b>1-4-6 アンカー工</b></p> <p>1. 請負者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督員に報告し、その処理対策については監督員の指示によらなければならない。</p>	<p><b>1-4-6 アンカー工</b></p> <p>1. 請負者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督員に協議しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>変更設計にかかわることなので、協議することを記載。</p> </div>
272	第4編 第1章 道路改良  第7節 カルバート工	<p><b>第7節 カルバート工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工-カルバート工指針 4-1 施工一般、道路土工-排水工指針 2-3 道路横断排水の規定によらなければならない。</p> <p>3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p> <p><b>1-7-2 材 料</b></p> <p>請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針 3-1-2 材料と許容応力度の規定によらなければならない。</p>	<p><b>第7節 カルバート工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工-カルバート工指針 7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定による。<u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p> <p><b>1-7-2 材 料</b></p> <p>請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針 4-4 使用材料、<u>4-5 許容応力度の規定による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>適用すべき諸基準との整合のため変更</p> </div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																																								
273	第4編 第1章 道路改良  第7節 カルバート工	3. 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工—カルバート工指針4-2-2(2)敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督員の承諾を得なければならない。	3. 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工—カルバート工指針7-2(2)敷設工（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>																																																																								
274	第4編 第1章 道路改良  第8節 排水構造物工（小型水路工）	2. 請負者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、道路土工—排水工指針2-2路面排水及び3-5地下排水施設の施工の規定によらなければならない。	2. 請負者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、 <u>道路土工要綱2-7排水施設の施工の規定による。</u> <u>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>																																																																								
280	第4編 第2章 舗装  第2節 適用すべき諸基準	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">日本道路協会</td> <td style="width: 60%;">アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(平成4年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工 排水工指針</td> <td style="text-align: right;">(昭和62年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工 施工指針</td> <td style="text-align: right;">(昭和61年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路緑化技術基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(昭和63年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成16年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路照明施設設置基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(平成19年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>視線誘導標設置基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(昭和59年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路反射鏡設置指針</td> <td style="text-align: right;">(昭和55年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>防護柵設置基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(平成20年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路標識設置基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(昭和62年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説</td> <td style="text-align: right;">(昭和60年9月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)	日本道路協会	道路土工 排水工指針	(昭和62年6月)	日本道路協会	道路土工 施工指針	(昭和61年11月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成16年2月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)	日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)	日本道路協会	防護柵設置基準・同解説	(平成20年1月)	日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)	日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">日本道路協会</td> <td style="width: 60%;">アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(平成4年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工—排水工指針</td> <td style="text-align: right;"><del>(昭和62年6月)</del></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工要綱</td> <td style="text-align: right;">(平成21年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路緑化技術基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(昭和63年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成22年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路照明施設設置基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(平成19年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>視線誘導標設置基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(昭和59年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路反射鏡設置指針</td> <td style="text-align: right;">(昭和55年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>防護柵設置基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(平成20年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路標識設置基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">(昭和62年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説</td> <td style="text-align: right;">(昭和60年9月)</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)	日本道路協会	道路土工—排水工指針	<del>(昭和62年6月)</del>	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)	日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)	日本道路協会	防護柵設置基準・同解説	(平成20年1月)	日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)	日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)																																																																									
日本道路協会	道路土工 排水工指針	(昭和62年6月)																																																																									
日本道路協会	道路土工 施工指針	(昭和61年11月)																																																																									
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)																																																																									
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成16年2月)																																																																									
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																																																																									
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)																																																																									
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)																																																																									
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)																																																																									
日本道路協会	防護柵設置基準・同解説	(平成20年1月)																																																																									
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)																																																																									
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)																																																																									
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)																																																																									
日本道路協会	道路土工—排水工指針	<del>(昭和62年6月)</del>																																																																									
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																									
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)																																																																									
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)																																																																									
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																																																																									
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)																																																																									
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)																																																																									
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)																																																																									
日本道路協会	防護柵設置基準・同解説	(平成20年1月)																																																																									
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)																																																																									
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)																																																																									

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
295	第4編 第2章 舗装  第4節 排水構造物工 (路面排水工)	2. 排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工・排水工指針の地下排水施設の施工、のり面排水施設の設計と施工、構造物の排水、施工時の排水の規定及び道路土工・施工指針の施工の規定及び本編2-4-3側溝工、2-4-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定によらなければならない。	2. 排水構造物工(路面排水工)の施工については、 <u>道路土工要領の排水施設の施工の規定及び本編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。</u> これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
296	第4編 第2章 舗装  第5節 縁石工	3. 請負者は、縁石工の施工にあたって、道路土工施工指針の施工の規定によるものとする。	3. 請負者は、縁石工の施工にあたって、 <u>道路土工-盛土工指針の施工の規定による。</u> これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
297	第4編 第2章 舗装  第6節 踏掛版工	3. 請負者は、踏掛版工の施工については、道路土工施工指針の施工の規定、2-6-4踏掛版工の規定によらなければならない。	3. 請負者は、踏掛版工の施工については、 <u>道路土工-盛土工指針の踏掛版及び施工の規定による。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
298	第4編 第2章 舗装  第7節 防護柵工	3. 請負者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定、道路土工・施工指針の施工の規定、及び第3編1-3-11路側防護柵工、1-3-10防止柵工の規定によらなければならない。	3. 請負者は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定、 <u>道路土工要綱 第5章施工計画の規定および第3編1-3-11路側防護柵工、1-3-10防止柵工の規定による。</u> <u>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
299	第4編 第2章 舗装  第8節 標識工	<p><b>第8節 標識工</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 請負者は、<u>設計図書</u>により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、標識工の施工にあたって、<u>道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工の規定、道路土工・施工指針の施工の規定、道路付属物の基礎についての規定、第3編1-3-9小型標識工の規定、1-3-3作業土工の規定1-10-5土留・仮締切工の規定及び道路標識ハンドブック</u>によらなければならない。</p> <p><b>2-8-2 材料</b></p> <p>1. 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定によるものとする。</p> <p>2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5628（鉛丹ジंकクロメート錆止めペイント2種）に適合するものを用いるものとする。</p>	<p><b>第8節 標識工</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 請負者は、<u>設計図書</u>により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、標識工の施工にあたって、<u>道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工の規定、道路土工要綱 第5章施工計画の規定、第3編1-3-9小型標識工、1-3-3作業土工の規定、1-10-5土留・仮締切工の規定、及び道路標識ハンドブック</u>による。 <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><b>2-8-2 材料</b></p> <p>1. 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定によるものとする。</p> <p>2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリー錆止めペイント）に適合するものを用いるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
300	第4編 第2章 舗装  第9節 区画線工	<p>3. 請負者は、区画線工の施工にあたって、<u>道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工施工指針の施工の規定の規定、第3編1-3-12区画線工の規定</u>によらなければならない。</p>	<p>3. 請負者は、区画線工の施工にあたって、<u>道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工要綱 第5章施工計画の規定、第3編1-3-12区画線工の規定</u>による。 <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																																																				
301	第4編 第2章 舗装  第10節 道路植栽工	3. 請負者は、道路植栽工の施工については、道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工の規定、道路土工施工指針の施工の規定、本編2-10-2道路植栽工の規定によるものとする。	3. 請負者は、道路植栽工の施工については、道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工の規定、 <u>道路土工要綱の規定</u> 、本編2-10-2道路植栽工の規定による。 <u>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>																																																																																				
305	第4編 第2章 舗装  第11節 道路付属施設工	説第5章の施工の規定、道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工の規定、道路土工施工指針の施工の規定、道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工の規定、3-3-13道路付属物工の規定、本編2-11-3境界工、2-11-5ケーブル配管工及び2-11-6照明工の規定によらなければならない。	説第5章の施工の規定、道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工の規定、 <u>道路土工要綱の規定</u> 、道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工の規定、3-3-13道路付属物工の規定、本編2-11-3境界工、2-11-5ケーブル配管工及び2-11-6照明工の規定による。 <u>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>																																																																																				
308	第4編 第3章 橋梁下部  第2節 適用すべき諸基準	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">日本道路協会</td> <td style="width: 30%;">道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋編)</td> <td style="width: 15%;">(平成14年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)</td> <td>(平成14年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編)</td> <td>(平成14年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋施工便覧</td> <td>(昭和60年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td>(平成16年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td>(平成17年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋補修便覧</td> <td>(平成元年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎施工便覧</td> <td>(平成19年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎設計便覧</td> <td>(平成19年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼管矢板基礎設計施工便覧</td> <td>(平成9年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工-施工指針</td> <td>(昭和61年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工-擁壁工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工-カルバート工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工-仮設構造物工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋編)	(平成14年3月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	(平成14年3月)	日本道路協会	道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編)	(平成14年3月)	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)	日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)	日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年1月)	日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)	日本道路協会	道路土工-施工指針	(昭和61年11月)	日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成11年3月)	日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	(平成11年3月)	日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年3月)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">日本道路協会</td> <td style="width: 30%;">道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋編)</td> <td style="width: 15%;">(平成14年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)</td> <td>(平成14年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編)</td> <td>(平成14年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋施工便覧</td> <td>(昭和60年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td>(平成16年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td>(平成17年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋補修便覧</td> <td>(平成元年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎施工便覧</td> <td>(平成19年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>杭基礎設計便覧</td> <td>(平成19年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼管矢板基礎設計施工便覧</td> <td>(平成9年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td><u>道路土工要綱</u></td> <td><u>(平成21年6月)</u></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工-擁壁工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工-カルバート工指針</td> <td><u>(平成22年3月)</u></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工-仮設構造物工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>	日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋編)	(平成14年3月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	(平成14年3月)	日本道路協会	道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編)	(平成14年4月)	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)	日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)	日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年2月)	日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)	日本道路協会	<u>道路土工要綱</u>	<u>(平成21年6月)</u>	日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成11年3月)	日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	<u>(平成22年3月)</u>	日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋編)	(平成14年3月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	(平成14年3月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編)	(平成14年3月)																																																																																					
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																																																																																					
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)																																																																																					
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)																																																																																					
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年1月)																																																																																					
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)																																																																																					
日本道路協会	道路土工-施工指針	(昭和61年11月)																																																																																					
日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成11年3月)																																																																																					
日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	(平成11年3月)																																																																																					
日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋編)	(平成14年3月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	(平成14年3月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋示方書(Ⅴ耐震設計編)	(平成14年4月)																																																																																					
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																																																																																					
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)																																																																																					
日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)																																																																																					
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(平成19年1月)																																																																																					
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成19年2月)																																																																																					
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)																																																																																					
日本道路協会	<u>道路土工要綱</u>	<u>(平成21年6月)</u>																																																																																					
日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成11年3月)																																																																																					
日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	<u>(平成22年3月)</u>																																																																																					
日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																																					

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後
308	第4編 第3章 橋梁下部  第3節 工場製 作工	2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	2. 請負者は、製作に着手する前に、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     施工計画書への記載を見直し。(書類の二重提出の防止のため)                 </div>
322	第4編 第4章 鋼橋上部  第3節 工場製 作工	<b>4-3-2 材 料</b> 1. 請負者は、鋼材の材料について自ら立会、材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記によるものとする。 ① 代表的な鋼板を下記の規格グループ毎に原則1枚(ロットによっては最高2枚まで)を現物立会による目視及びリングマーク照合のうえ、機械試験立会のみを実施することとし、寸法その他の数値については全てミルシート等による確認をしなければならない。 (規格グループ) 第一グループ: SS400, SM400A, SM400B, SM400C (以上4規格) 第二グループ: SM490A, SM490B, SM490C, SM490YA, SM490YB, SM520B, SM520C (以上7規格) 第三グループ: SM570Q (以上1規格) ② 代表的な鋼板以外は、全てミルシートによる員数照合、数値確認とする。 ③ 立会による材料確認結果を監督員に提出するものとする。	<b>4-3-2 材料</b> 1. 受注者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの(JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む)については下記によるものとする。 ① 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。 ② 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議するものとする。 ③ 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。 1-1. 受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     諸基準との整合のため変更                 </div>
323			

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後
335	第4編 第4章 鋼橋上部  第4節 鋼橋架 設工	<p><b>4-4-10 支 承 工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない。</p>	<p><b>4-4-10 支 承 工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない。 <u>これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
344	第4編 第4章 鋼橋上部  第5節 橋梁現 場塗装	<p>17. 記録</p> <p>(1) 請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。 また、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p>	<p>17. 記録</p> <p>(1) 請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。 <del>—また、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</del></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">記録について、写真管理基準と重なるものがあり削除。（二重要求の防止）</div>
362	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第4節 PC橋 工	<p><b>5-4-6 支 承 工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない</p>	<p><b>5-4-6 支 承 工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない <u>これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
364	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第5節 プレ ビーム桁橋工	<p><b>5-5-3 支 承 工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない</p>	<p><b>5-5-3 支 承 工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない <u>これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
366	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第6節 PCホ ロースラブ橋工	<p><b>5-6-3 支承工</b> 請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会) 第5章支承部の施工によらなければならない。</p>	<p><b>5-6-3 支承工</b> 請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会) 第5章支承部の施工によらなければならない。 <u>これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
367	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第7節 RCホ ロースラブ橋工	<p>4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量) (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等) (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p><b>5-7-3 支承工</b> 請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会) 第5章支承部の施工によらなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、<u>次の事項を施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量) (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等) (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等) (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p><b>5-7-3 支承工</b> 請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会) 第5章支承部の施工によらなければならない。 <u>これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">施工計画書への記載を見直し。(書類の二重提出の防止のため) 適用すべき諸基準との整合のため変更</div>



## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
368	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第8節 PC版 桁橋工	<p>2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PCI、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p>	<p>2. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、<u>次の事項を施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PCI、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>施工計画書への記載を見直し。（書類の二重提出の防止のため）</p> </div>
369	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第9節 PC箱 桁橋工	<p>4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PCI、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p>	<p>4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、<u>次の事項を施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PCI、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>施工計画書への記載を見直し。（書類の二重提出の防止のため）</p> </div>
370	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第9節 PC箱 桁橋工	<p><b>5-9-3 支承工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない。</p>	<p><b>5-9-3 支承工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない。 <u>これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>適用すべき諸基準との整合のため変更</p> </div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
370	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第10節 PC片 持ち箱桁橋工	<p>4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p>	<p>4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、<u>次の事項を施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>施工計画書への記載を見直し。（書類の二重提出の防止のため）</p> </div>
371	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第10節 PC片 持ち箱桁橋工	<p><b>5-10-3 支承工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない。</p>	<p><b>5-10-3 支承工</b></p> <p>請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工によらなければならない</p> <p><u>これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>適用すべき諸基準との整合のため変更</p> </div>
372	第4編 第5章 コンクリート橋 上部  第11節 PC押 出し箱桁橋工	<p>4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、次の事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p>	<p>4. 請負者は、コンクリート橋の製作工については、<u>次の事項を施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>施工計画書への記載を見直し。（書類の二重提出の防止のため）</p> </div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
377	第4編 第6章 トンネル (NATM)  第2節 適用すべき諸基準	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) 土木学会 トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説 (平成18年7月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年12月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様 (昭和43年12月) 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月) 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (設計及び粉じん等の測定) (平成17年6月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) 土木学会 トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説 (平成18年7月) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年12月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様 (昭和43年12月) 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月) 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (設計及び粉じん等の測定) (平成17年6月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後
396	第4編 第8章 コンクリート シェッド  第2節 適用すべき諸基準	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－施工指針（昭和61年11月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－排水工指針（昭和62年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>土 木 学 会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年3月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工要綱</u>（昭和61年11月）</p> <p><del>日本道路協会 道路土工－排水工指針（昭和62年6月）</del></p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年2月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年3月）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
403	第4編 第8章 鋼製シェッド  第2節 適用すべき諸基準	<p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－施工指針（昭和61年11月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－排水工指針（昭和62年6月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p>	<p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工要綱</u>（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工－排水工指針</u>（昭和62年6月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 <u>道路土工－カルバート工指針</u>（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p>
適用すべき諸基準との整合のため変更			
403	第4編 第8章 鋼製シェッド  第3節 工場製作工	<p>2. 請負者は、製作に着手する前に、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接等製作に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p>	<p>2. 請負者は、製作に着手する前に、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を<u>施工計画書へ記載</u>しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p>
適用すべき諸基準との整合のため変更			
426	第4編 第15章 道路維持  第2節 適用すべき諸基準	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧（平成16年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）</p> <p>日本道路協会 <u>舗装再生便覧</u>（平成22年12月）</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）</p>
適用すべき諸基準との整合のため変更			

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
428	第4編 第15章 道路維持  第4節 舗装工	<p><b>15-4-3 路面切削工</b></p> <p>請負者は、路面切削前に縦横断測量（舗設計画を行うための測量であり、縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画面を作成し、監督員に提出しなければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>	<p><b>15-4-3 路面切削工</b></p> <p>請負者は、<u>設計図書の照査のため</u>、路面切削前に縦横断測量（縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画面を作成し、監督員と協議しなければならない。なお、設計図書に縦横断図が無い場合は、<u>監督員と協議しなければならない</u>。また、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">協議事項であるため記載内容を修正</div>
429	第4編 第15章 道路維持  第4節 舗装工	<p><b>15-4-5 切削オーバーレイ工</b></p> <p>1. 路面切削工の施工については、第4編15-4-10路面切削工の規定によるものとする。</p>	<p><b>15-4-5 切削オーバーレイ工</b></p> <p>1. 路面切削工の施工については、第4編15-4-<u>3</u>路面切削工の規定によるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">参照する番号の訂正</div>
430	第4編 第15章 道路維持  第4節 舗装工	<p><b>15-4-6 オーバーレイ工</b></p> <p>1. 施工面の整備</p> <p>(1) 請負者は、施工前に、縦横断測量（舗設計画を行うための測量であり、縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画面を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>	<p><b>15-4-6 オーバーレイ工</b></p> <p>1. 施工面の整備</p> <p>(1) 請負者は、<u>設計図書の照査のため</u>、施工前に、縦横断測量（縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画面を作成し、監督員と協議しなければならない。なお、設計図書に縦横断図が無い場合は、<u>監督員と協議しなければならない</u>。</p> <p>縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">協議事項であるため記載内容を修正</div>

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
432	第4編 第15章 道路維持  第4節 舗装工	<p>(1) 施工面の整備</p> <p>① 請負者は、<u>施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面（舗設計画を行うための測量であり、縦横断図作成のための測量ではない）を作成し、監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>	<p>(1) 施工面の整備</p> <p>① 請負者は、<u>設計図書の照査のため、施工前に縦横断測量（縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画図面を作成し、監督員と協議しなければならない。</u>なお、設計図書に縦横断図が無い場合は、<u>監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">協議事項であるため記載内容を修正</div>
435	第4編 第15章 道路維持  第4節 舗装工	<p><b>15-4-10 アスファルト舗装補修工</b></p> <p>1. 請負者は、<u>わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量（舗設計画を行うための測量であり、縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画図面を作成し監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。</p>	<p><b>15-4-10 アスファルト舗装補修工</b></p> <p>1. 請負者は、<u>わだち掘れ補修の施工については、設計図書の照査のため、施工前に縦横断測量（縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画図面を作成し監督員と協議しなければならない。</u>なお、設計図書に縦横断図が無い場合は、<u>監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">協議事項であるため記載内容を修正</div>
436	第4編 第15章 道路維持  第4節 舗装工	<p>8. 請負者は、<u>路面切削の施工については、施工前に縦横断測量（切削計画を行うための測量であり、縦横断図作成のための測量ではない）を行い、切削計画図面を作成し、監督員に提出しなければならない。</u>ただし、切削厚に変更のある場合は、<u>監督員と協議することとする。</u></p> <p>なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。</p>	<p>8. <u>路面切削工の施工については、第4編15-4-3路面切削工の規定によるものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">表現統一のため変更</div>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
439	第4編 第15章 道路維持  第7節 標識工	<p>2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5628（鉛丹ジクロクロメート錆止めペイント2種）に適合するものを用いるものとする。</p>	<p>2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>諸基準との整合のため変更</p> </div>
441	第4編 第15章 道路維持  第11節 カルバート工	<p><b>第11節 カルバート工</b></p> <p><b>15-11-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. カルバートの施工については、道路土工-カルバート工指針4-1 施工一般、道路土工-排水工指針2-3 道路横断排水の規定によるものとする。</p> <p>3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p> <p><b>15-11-2 材 料</b></p> <p>プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針3-1-2 材料と許容応力度の規定によるものとする。</p>	<p><b>第11節 カルバート工</b></p> <p><b>15-11-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. カルバートの施工については、道路土工-カルバート工指針7-1 基本方針および道路土工要綱 2-6 構造の排水施設的设计、2-7 排水施設の施工の規定による。 <u>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p> <p><b>15-11-2 材料</b></p> <p>プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定による。 <u>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>諸基準との整合のため変更</p> </div>



# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																														
452	第4編 第15章 道路維持  第20節 植栽維持工	<p><b>15-20-2 材 料</b></p> <p>1. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質証明書を提出し、<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものでなければならない。</p>	<p><b>15-20-2 材 料</b></p> <p>1. 請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質証明書を提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>																														
458	第4編 第16章 道路修繕  第2節 適用すべき諸基準	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に<b>確認</b>をもとめなければならない。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本道路協会</td> <td style="width: 40%;">道路維持修繕要綱</td> <td style="width: 30%;">(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td>(平成17年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td>(平成16年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋補修便覧</td> <td>(昭和54年2月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成16年2月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本道路協会</td> <td style="width: 40%;">道路維持修繕要綱</td> <td style="width: 30%;">(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td>(平成17年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td><u>(平成22年12月)</u></td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋補修便覧</td> <td>(昭和54年2月)</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>	日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	舗装再生便覧	<u>(平成22年12月)</u>	日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																															
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)																															
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																															
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成16年2月)																															
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																															
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																															
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)																															
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																															
日本道路協会	舗装再生便覧	<u>(平成22年12月)</u>																															
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)																															
464	第4編 第16章 道路修繕  第8節 標識工	<p>2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5628（鉛丹ジクロロメート錆止めペイント2種）に適合するものを用いるものとする。</p>	<p>2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）から<u>JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</u>に適合するものを用いるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>																														

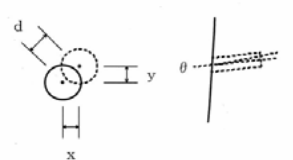
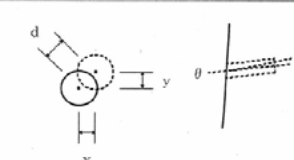
# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
467	第4編 第16章 道路修繕  第14節 カルバート工	<p><b>第14節 カルバート工</b></p> <p><b>16-14-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工-カルバート工指針4-1 施工一般、道路土工-排水工指針2-3 道路横断排水の規定によらなければならない。</p>	<p><b>第14節 カルバート工</b></p> <p><b>16-14-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. <u>カルバートの施工については、道路土工-カルバート工指針7-1 基本方針および道路土工要綱 2-6 構造の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工の規定による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>
468	第4編 第16章 道路修繕  第15節 法面工	<p><b>第15節 法面工</b></p> <p><b>16-15-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 法面の施工にあたって、道路土工-のり面工・斜面安定工指針3 設計と施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>第15節 法面工</b></p> <p><b>16-15-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 法面の施工にあたって、<u>道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編、道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工、のり枠工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工の規定によるものとする。</u>これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;">適用すべき諸基準との整合のため変更</div>

# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
3	土木工事施工管理基準	<p>(1) 工程管理</p> <p>請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク (PERT) 又はバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p>	<p>(1) 工程管理</p> <p><u>受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。</u>但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>工事内容に応じた工程管理をするため記載内容修正</p> </div>
4	土木工事施工管理基準	<p>(2) 出来形管理</p> <p>請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。但し、測定値が 10 点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。</p> <p>(3) 品質管理</p> <p>1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、<math>\bar{x}-R</math>、<math>\bar{x}-R_s-R_m</math>など)を作成するものとする。但し、測定数が 10 点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。なお、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>2. 請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ 2.5m を超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。</p> <p>6. 規 格 値</p> <p>請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他</p> <p>請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>(2) 出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。</p> <p>(3) 品質管理</p> <p>受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。</p> <p>この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>6. 規 格 値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し<u>速やかに</u>提示するとともに、<u>工事完成時に</u>提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>書類簡素化による見直し</p> </div>

# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																																					
32	土木工事施工管理基準及び規格値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">1 共通編</td> <td style="width: 30px;">2 土工</td> <td style="width: 30px;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 30%;">盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)</td> <td style="width: 15%;">基準高▽</td> <td style="width: 15%;">-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厚さ t</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>控え長さ</td> <td>設計値以上</td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50						厚さ t	-50						控え長さ	設計値以上	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">1 共通編</td> <td style="width: 30px;">2 土工</td> <td style="width: 30px;">3 河川・海岸・砂防土工</td> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 30%;">盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)</td> <td style="width: 15%;">基準高▽</td> <td style="width: 15%;">-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厚さ t</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>控え長さ</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">高さ h</td> <td>h &lt; 3 m</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>h ≥ 3 m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉛直度 △</td> <td>±0.03 h かつ ±300 mm 以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50						厚さ t	-50						控え長さ	設計値以上					高さ h	h < 3 m	-50					h ≥ 3 m	-100						鉛直度 △	±0.03 h かつ ±300 mm 以内						延長 L	-200
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50																																																																		
					厚さ t	-50																																																																		
					控え長さ	設計値以上																																																																		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50																																																																		
					厚さ t	-50																																																																		
					控え長さ	設計値以上																																																																		
				高さ h	h < 3 m	-50																																																																		
					h ≥ 3 m	-100																																																																		
					鉛直度 △	±0.03 h かつ ±300 mm 以内																																																																		
					延長 L	-200																																																																		
			道路改良との整合のため変更																																																																					
105	土木工事施工管理基準及び規格値	<p>全数 (任意仮設は除く)</p>  $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	<p>全数 (任意仮設は除く)</p>  $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ <p style="font-size: small;">グラントアンカー等引抜き耐力から設計長(定着長)を決定しているアンカーに適用</p>																																																																					
			摘要に補足説明を追記																																																																					

# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																																																													
152	土木工事施工管理基準及び規格値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">4 道路 編</td> <td style="width: 30px;">1 道路 改良</td> <td style="width: 30px;">5 擁 壁 工</td> <td style="width: 30px;">7</td> <td style="width: 150px;">補強土壁工 (補強土〔テールアル メ〕壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法) (のり面勾配 1 : 0.6 以 上)</td> <td style="width: 100px;">基準高 ▽</td> <td style="width: 100px;">±50</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td rowspan="2">高さ h</td> <td>h &lt; 3m</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>h ≥ 3m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>鉛直度 △</td> <td>±0.03h かつ ±300mm 以内</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>控え長さ</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> </tr> </table>	4 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	7	補強土壁工 (補強土〔テールアル メ〕壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法) (のり面勾配 1 : 0.6 以 上)	基準高 ▽	±50						高さ h	h < 3m	-50						h ≥ 3m	-100						鉛直度 △	±0.03h かつ ±300mm 以内						控え長さ	設計値以上						延長 L	-200	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">4 道路 編</td> <td style="width: 30px;">1 道路 改良</td> <td style="width: 30px;">5 擁 壁 工</td> <td style="width: 30px;">7</td> <td style="width: 150px;">補強土壁工 (補強土〔テールアル メ〕壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法) (のり面勾配 1 : 0.6 以 上)</td> <td style="width: 100px;">基準高 ▽</td> <td style="width: 100px;">±50</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td rowspan="2">高さ h</td> <td>h &lt; 3m</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>h ≥ 3m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>鉛直度 △</td> <td>±0.03h かつ ±300mm 以内</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>控え長さ</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>厚さ t</td> <td>-50</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     河川土工との整合のため変更                 </div>	4 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	7	補強土壁工 (補強土〔テールアル メ〕壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法) (のり面勾配 1 : 0.6 以 上)	基準高 ▽	±50						高さ h	h < 3m	-50						h ≥ 3m	-100						鉛直度 △	±0.03h かつ ±300mm 以内						控え長さ	設計値以上						延長 L	-200						厚さ t	-50
4 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	7	補強土壁工 (補強土〔テールアル メ〕壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法) (のり面勾配 1 : 0.6 以 上)	基準高 ▽	±50																																																																																										
					高さ h	h < 3m	-50																																																																																									
						h ≥ 3m	-100																																																																																									
					鉛直度 △	±0.03h かつ ±300mm 以内																																																																																										
					控え長さ	設計値以上																																																																																										
					延長 L	-200																																																																																										
4 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	7	補強土壁工 (補強土〔テールアル メ〕壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法) (のり面勾配 1 : 0.6 以 上)	基準高 ▽	±50																																																																																										
					高さ h	h < 3m	-50																																																																																									
						h ≥ 3m	-100																																																																																									
					鉛直度 △	±0.03h かつ ±300mm 以内																																																																																										
					控え長さ	設計値以上																																																																																										
					延長 L	-200																																																																																										
					厚さ t	-50																																																																																										
155	土木工事施工管理基準及び規格値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">                     施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎  全数                 </td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎  全数		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">                     施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎  全数                 </td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top; font-size: small;">                     アンカーにつ いては、ずれ 止め等せん断 耐力からアン カー規格 (外 径) を決定し ているアン カーに適用                 </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     摘要に補足説明を追記                 </div>	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎  全数		アンカーにつ いては、ずれ 止め等せん断 耐力からアン カー規格 (外 径) を決定し ているアン カーに適用																																																																																								
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎  全数																																																																																																
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎  全数		アンカーにつ いては、ずれ 止め等せん断 耐力からアン カー規格 (外 径) を決定し ているアン カーに適用																																																																																														

# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後												
245	土木工事施工管理基準及び規格値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。                 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                      ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。                      ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。                      ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。                 </td> <td style="padding: 5px;">                     小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                 </td> </tr> </table>	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。                 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                      ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。                      ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。                      ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。                 </td> <td style="padding: 5px;">                     小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                 </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">                     品質証明書等の適用時期について追記                 </div>	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。				
コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。														
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。														
コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。														
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。														
247	土木工事施工管理基準及び規格値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前1回・午後1回)。その他のコンクリートは打設日1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の駒込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1～3回程度とする。なお、供試体は打設場所から採取し、1回につき6本(σ7・σ3本、σ28・σ3本)とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3・σ3本についても採取する。)                 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                      重要構造物                      (1) 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)                      (2) 内空断面積2.5㎡以上の鉄筋コンクリートハート類                      (3) 橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。)                      (4) トンネル                      (5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム)                      のσ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。                 </td> <td style="padding: 5px;">                     小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。                 </td> <td style="padding: 5px;">                     小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                      コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。                 </td> </tr> </table>	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前1回・午後1回)。その他のコンクリートは打設日1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の駒込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1～3回程度とする。なお、供試体は打設場所から採取し、1回につき6本(σ7・σ3本、σ28・σ3本)とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3・σ3本についても採取する。)	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 重要構造物 (1) 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。) (2) 内空断面積2.5㎡以上の鉄筋コンクリートハート類 (3) 橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。) (4) トンネル (5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム) のσ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前1回・午後1回)。その他のコンクリートは打設日1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の駒込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1～3回程度とする。なお、供試体は打設場所から採取し、1回につき6本(σ7・σ3本、σ28・σ3本)とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3・σ3本についても採取する。)                 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                      重要構造物                      (1) 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)                      (2) 内空断面積2.5㎡以上の鉄筋コンクリートハート類                      (3) 橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。)                      (4) トンネル                      (5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム)                      のσ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。                 </td> <td style="padding: 5px;">                     小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。                 </td> <td style="padding: 5px;">                     小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。                      コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。                 </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">                     品質証明書等の適用時期について追記                 </div>	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前1回・午後1回)。その他のコンクリートは打設日1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の駒込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1～3回程度とする。なお、供試体は打設場所から採取し、1回につき6本(σ7・σ3本、σ28・σ3本)とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3・σ3本についても採取する。)	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 重要構造物 (1) 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。) (2) 内空断面積2.5㎡以上の鉄筋コンクリートハート類 (3) 橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。) (4) トンネル (5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム) のσ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。	・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。
鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前1回・午後1回)。その他のコンクリートは打設日1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の駒込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1～3回程度とする。なお、供試体は打設場所から採取し、1回につき6本(σ7・σ3本、σ28・σ3本)とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3・σ3本についても採取する。)	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 重要構造物 (1) 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。) (2) 内空断面積2.5㎡以上の鉄筋コンクリートハート類 (3) 橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。) (4) トンネル (5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム) のσ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。														
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。														
コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。														
鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前1回・午後1回)。その他のコンクリートは打設日1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の駒込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1～3回程度とする。なお、供試体は打設場所から採取し、1回につき6本(σ7・σ3本、σ28・σ3本)とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3・σ3本についても採取する。)	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 重要構造物 (1) 高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。) (2) 内空断面積2.5㎡以上の鉄筋コンクリートハート類 (3) 橋梁上・下部工(ただし、購入桁は除く。) (4) トンネル (5) 高さが3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム) のσ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。														
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。														
コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。														

# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後	
297	土木工事施工管理基準及び規格値	<p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。</p>	<p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p> <p>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場(JIS表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。</p>
		<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>
		<p>吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>	<p>吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。</p>
		<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。</p>
		<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>
		<p>「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」による</p>		○
		<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>		○
		<p>工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。</p>	<p>JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p>	○
		<p>品質証明書等の適用時期について追記 諸基準との整合のため変更</p>		

# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後								
303	土木工事施工管理基準及び規格値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> <p>コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p> </td> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p> </td> <td> <p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</p> </td> </tr> </table>	<p>コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。</li> </ul>	<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> <p>コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p> </td> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また<b>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</b></li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。</p> </td> <td> <p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また<b>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</b></p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>品質証明書等の適用時期について追記</p> </div>	<p>コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また<b>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</b></li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。</li> </ul>	<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また<b>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</b></p>
<p>コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。</li> </ul>										
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</p>										
<p>コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また<b>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</b></li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502、503)、または設計図書の規定により行う。</li> </ul>										
<p>・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた時。</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上。また<b>施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。</b></p>										



# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																														
342	土木工事施工管理基準及び規格値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">工種</th> <th style="width: 5%;">種別</th> <th style="width: 5%;">試験区分</th> <th style="width: 25%;">試験項目</th> <th style="width: 20%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">29</td> <td rowspan="5">プラント再生舗装工</td> <td rowspan="5">材料</td> <td rowspan="5">必須</td> <td>再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生骨材 旧アスファルト含有量</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-238</td> <td>3.8%以上</td> </tr> <tr> <td>再生骨材 旧アスファルト針入度</td> <td>マーシャル安定度試験による再生骨材の 旧アスファルト性状 判定方法</td> <td>20(1/10mm)以上 (25℃)</td> </tr> <tr> <td>再生骨材 洗い試験で失われる量</td> <td>舗装再生便覧</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>再生アスファルト混合物</td> <td>JIS K 2207</td> <td>JIS K 2207石油アスファルト規格物</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">プラント</td> <td rowspan="6">必須</td> <td rowspan="3">粒度 (2.36mmフルイ)</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">舗装調査・試験法便覧 [2]-14</td> <td>2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。</td> </tr> <tr> <td>粒度 (75μmフルイ)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-14</td> <td>75μmふるい：±6%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。</td> </tr> <tr> <td>再生アスファルト量</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [4]-238</td> <td>アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">舗装調査・試験法便覧 [3]-57</td> <td>水浸マーシャル安定度試験</td> <td>設計図書による。</td> </tr> <tr> <td>ホイールトラッキング試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [3]-39</td> <td>設計図書による。</td> </tr> <tr> <td>ラベリング試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [3]-17</td> <td>設計図書による。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">舗設</td> <td rowspan="3">必須</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td>外観検査 (混合物)</td> <td>目視</td> </tr> <tr> <td>温度測定 (初期締固め前)</td> <td>温度計による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場密度の測定</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [3]-91</td> <td>基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	29	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [2]-238	3.8%以上	再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の 旧アスファルト性状 判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格物	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)		舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	その他			舗装調査・試験法便覧 [3]-57	水浸マーシャル安定度試験	設計図書による。	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	舗設	必須				外観検査 (混合物)	目視	温度測定 (初期締固め前)	温度計による。		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">削除</div>
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値																																																												
29	プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14																																																												
				再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [2]-238	3.8%以上																																																											
				再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の 旧アスファルト性状 判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)																																																											
				再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下																																																											
				再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格物																																																											
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)		舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。																																																											
						粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。																																																									
						再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。																																																									
			その他			舗装調査・試験法便覧 [3]-57	水浸マーシャル安定度試験	設計図書による。																																																									
							ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。																																																								
ラベリング試験							舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。																																																									
舗設	必須				外観検査 (混合物)	目視																																																											
					温度測定 (初期締固め前)	温度計による。																																																											
					現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。																																																										
			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">適用すべき諸基準との整合のため削除</div>																																																														



## 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
355	写真管理基準	<p>(留意事項等)</p> <p>11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p>	<p>(留意事項等)</p> <p>11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は監督員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を<u>工事写真帳</u>に添付する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">表現の見直し等による記載内容修正</div>
356	写真管理基準	<p>(6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>12. 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の承諾した箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。</p>	<p>(6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種等については監督員と<u>写真管理項目を協議のうえ</u>取扱いを定めるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>12. 撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所<u>でその仕様が確認できる箇所</u>をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、<u>設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数</u>のことをいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">表現の見直し等による記載内容修正</div>

# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																						
358	写真管理基準	<h3 style="margin: 0;">撮影箇所一覧表</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> <th>提出頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着手前1回〔着手前〕</td> <td>着手前1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>施工完了後1回〔完成後〕</td> <td>施工完了後1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施工状況写真</td> <td rowspan="2">工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の工事進捗状況</td> <td>月1回〔月末〕</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工中の写真</td> <td>工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕</td> <td>不要</td> <td>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付</td> </tr> <tr> <td>仮設(指定仮設)</td> <td>使用材料、仮設状況、形状寸法</td> <td>1施工箇所に1回〔施工前後〕</td> <td>代表箇所1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>図面との不一致</td> <td>図面と現地との不一致の写真</td> <td>必要に応じて〔発生時〕</td> <td>不要</td> <td>工事打合簿に添付する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">安全管理</td> <td rowspan="4">安全管理</td> <td>各種標識類の設置状況</td> <td>各種類毎に1回〔設置後〕</td> <td rowspan="2">全景1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種保安施設の設置状況</td> <td>各種類毎に1回〔設置後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視員交通整理状況</td> <td>各1回〔作業中〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全訓練等の実施状況</td> <td>実施毎に1回〔実施中〕</td> <td>不要</td> <td>実施状況資料に添付する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用材料</td> <td rowspan="2">使用材料</td> <td>形状寸法</td> <td>各品目毎に1回〔使用前〕</td> <td>不要</td> <td>品質証明に添付する。</td> </tr> <tr> <td>検査実施状況</td> <td>各品目毎に1回〔検査時〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>品質管理写真</td> <td>別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>出来形管理写真</td> <td>別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>被災状況</td> <td>被災状況及び被災規模等</td> <td>その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故</td> <td>事故報告</td> <td>事故の状況</td> <td>その都度〔着手前〕〔発生直後〕〔発生後〕</td> <td>適宜</td> <td>着手前は付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">補償関係</td> <td rowspan="2">被害又は損害状況等</td> <td rowspan="2">その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕</td> <td rowspan="2">適宜</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>環境対策イメージアップ等</td> <td>各施設設置状況</td> <td>各種毎1回〔設置後〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	工種	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	着手前1枚		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	施工完了後1枚		施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕	代表箇所1枚			図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	全景1枚		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕			安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。	使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。	検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕			品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載					出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載					災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	適宜		事故	事故報告	事故の状況	その都度〔着手前〕〔発生直後〕〔発生後〕	適宜	着手前は付近の写真でも可	その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	適宜		環境対策イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適宜		<h3 style="margin: 0;">撮影箇所一覧表</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> <th>提出頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着手前1回〔着手前〕</td> <td>着手前1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>施工完了後1回〔完成後〕</td> <td>施工完了後1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施工状況写真</td> <td rowspan="2">工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の工事進捗状況</td> <td>月1回〔月末〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工中の写真</td> <td>工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕</td> <td>不要</td> <td>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付</td> </tr> <tr> <td>仮設(指定仮設)</td> <td>使用材料、仮設状況、形状寸法</td> <td>1施工箇所に1回〔施工前後〕</td> <td>代表箇所1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>図面との不一致</td> <td>図面と現地との不一致の写真</td> <td>必要に応じて〔発生時〕</td> <td>不要</td> <td>工事打合簿に添付する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">安全管理</td> <td rowspan="4">安全管理</td> <td>各種標識類の設置状況</td> <td>各種類毎に1回〔設置後〕</td> <td rowspan="2">全景1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種保安施設の設置状況</td> <td>各種類毎に1回〔設置後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視員交通整理状況</td> <td>各1回〔作業中〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全訓練等の実施状況</td> <td>実施毎に1回〔実施中〕</td> <td>不要</td> <td>実施状況資料に添付する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用材料</td> <td rowspan="2">使用材料</td> <td>形状寸法</td> <td>各品目毎に1回〔使用前〕</td> <td>不要</td> <td>品質証明に添付する。</td> </tr> <tr> <td>検査実施状況</td> <td>各品目毎に1回〔検査時〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>品質管理写真</td> <td>別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>出来形管理写真</td> <td>別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>被災状況</td> <td>被災状況及び被災規模等</td> <td>その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故</td> <td>事故報告</td> <td>事故の状況</td> <td>その都度〔着手前〕〔発生直後〕〔発生後〕</td> <td>適宜</td> <td>着手前は付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">補償関係</td> <td rowspan="2">被害又は損害状況等</td> <td rowspan="2">その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕</td> <td rowspan="2">適宜</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>環境対策イメージアップ等</td> <td>各施設設置状況</td> <td>各種毎1回〔設置後〕</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	工種	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	着手前1枚		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	施工完了後1枚		施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	適宜		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕	代表箇所1枚			図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	全景1枚		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕			安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。	使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。	検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕			品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載					出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載					災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	適宜		事故	事故報告	事故の状況	その都度〔着手前〕〔発生直後〕〔発生後〕	適宜	着手前は付近の写真でも可	その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	適宜		環境対策イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適宜	
区分	工種	写真管理項目			摘要																																																																																																																																																																																																																				
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度																																																																																																																																																																																																																					
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	着手前1枚																																																																																																																																																																																																																					
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	施工完了後1枚																																																																																																																																																																																																																					
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要																																																																																																																																																																																																																					
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜																																																																																																																																																																																																																					
		高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付																																																																																																																																																																																																																					
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕	代表箇所1枚																																																																																																																																																																																																																					
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。																																																																																																																																																																																																																				
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	全景1枚																																																																																																																																																																																																																					
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕																																																																																																																																																																																																																						
		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕																																																																																																																																																																																																																						
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。																																																																																																																																																																																																																				
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。																																																																																																																																																																																																																				
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕																																																																																																																																																																																																																						
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載																																																																																																																																																																																																																								
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載																																																																																																																																																																																																																								
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	適宜																																																																																																																																																																																																																					
事故	事故報告	事故の状況	その都度〔着手前〕〔発生直後〕〔発生後〕	適宜	着手前は付近の写真でも可																																																																																																																																																																																																																				
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	適宜																																																																																																																																																																																																																					
						環境対策イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適宜																																																																																																																																																																																																																
区分	工種	写真管理項目			摘要																																																																																																																																																																																																																				
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度																																																																																																																																																																																																																					
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	着手前1枚																																																																																																																																																																																																																					
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	施工完了後1枚																																																																																																																																																																																																																					
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	適宜																																																																																																																																																																																																																					
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜																																																																																																																																																																																																																					
		高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付																																																																																																																																																																																																																					
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕	代表箇所1枚																																																																																																																																																																																																																					
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。																																																																																																																																																																																																																				
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	全景1枚																																																																																																																																																																																																																					
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕																																																																																																																																																																																																																						
		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕																																																																																																																																																																																																																						
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。																																																																																																																																																																																																																				
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。																																																																																																																																																																																																																				
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕																																																																																																																																																																																																																						
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載																																																																																																																																																																																																																								
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載																																																																																																																																																																																																																								
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	適宜																																																																																																																																																																																																																					
事故	事故報告	事故の状況	その都度〔着手前〕〔発生直後〕〔発生後〕	適宜	着手前は付近の写真でも可																																																																																																																																																																																																																				
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕〔発生直後〕〔発生後〕	適宜																																																																																																																																																																																																																					
						環境対策イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕	適宜																																																																																																																																																																																																																
		<b>施工状況写真、使用材料の見直しによる記載内容変更</b>																																																																																																																																																																																																																							

# 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																										
377	写真管理基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3 土木 工事 共通 編</td> <td style="width: 30px;">1 一 般 施 工</td> <td style="width: 30px;">10 仮 設 工</td> <td style="width: 30px;">22</td> <td style="width: 20%;">法面吹付工</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">第1編3-3-6吹付工に準ずる</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	22	法面吹付工		第1編3-3-6吹付工に準ずる			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3 土木 工事 共通 編</td> <td style="width: 30px;">1 一 般 施 工</td> <td style="width: 30px;">10 仮 設 工</td> <td style="width: 30px;">22</td> <td style="width: 20%;">法面吹付工</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">第3編1-3-6吹付工に準ずる</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     参照番号の訂正                 </div>	3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	22	法面吹付工		第3編1-3-6吹付工に準ずる																										
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	22	法面吹付工		第1編3-3-6吹付工に準ずる																																							
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	22	法面吹付工		第3編1-3-6吹付工に準ずる																																							
378	写真管理基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3 土木 工事 共通 編</td> <td style="width: 30px;">2 共 通 施 工</td> <td style="width: 30px;">1 共 通 関 係</td> <td style="width: 30px;">5</td> <td style="width: 20%;">アンカー工</td> <td style="width: 20%;">削孔深さ</td> <td style="width: 20%;">1箇所に1回 〔削孔後〕</td> <td rowspan="2" style="width: 20%;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>配置誤差</td> <td>1箇所に1回 〔施工後〕</td> <td></td> </tr> </table>	3 土木 工事 共通 編	2 共 通 施 工	1 共 通 関 係	5	アンカー工	削孔深さ	1箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚							配置誤差	1箇所に1回 〔施工後〕		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3 土木 工事 共通 編</td> <td style="width: 30px;">2 共 通 施 工</td> <td style="width: 30px;">1 共 通 関 係</td> <td style="width: 30px;">5</td> <td style="width: 20%;">アンカー工 〔グラウンドアンカー等〕 ※引抜き耐力から定着長を決定しているもの</td> <td style="width: 20%;">削孔深さ</td> <td style="width: 20%;">全数量 〔削孔後〕</td> <td rowspan="3" style="width: 20%;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>配置誤差</td> <td>1箇所に1回 〔施工後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>アンカー工 〔上記以外〕</td> <td>削孔深さ 配置誤差</td> <td>1箇所に1回 〔施工後〕</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     写真撮影頻度の見直しによる記載内容変更                 </div>	3 土木 工事 共通 編	2 共 通 施 工	1 共 通 関 係	5	アンカー工 〔グラウンドアンカー等〕 ※引抜き耐力から定着長を決定しているもの	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚							配置誤差	1箇所に1回 〔施工後〕						アンカー工 〔上記以外〕	削孔深さ 配置誤差	1箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 共 通 施 工	1 共 通 関 係	5	アンカー工	削孔深さ	1箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚																																						
					配置誤差	1箇所に1回 〔施工後〕																																							
3 土木 工事 共通 編	2 共 通 施 工	1 共 通 関 係	5	アンカー工 〔グラウンドアンカー等〕 ※引抜き耐力から定着長を決定しているもの	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚																																						
					配置誤差	1箇所に1回 〔施工後〕																																							
				アンカー工 〔上記以外〕	削孔深さ 配置誤差	1箇所に1回 〔施工後〕																																							
388	写真管理基準	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">4 道 路 編</td> <td style="width: 30px;">1 道 路 改 良</td> <td style="width: 30px;">5 擁 壁 工</td> <td style="width: 30px;">7</td> <td style="width: 20%;">補強土壁工 〔補強土(テールアルメ)壁工 法〕(多数アンカー式補強土 工法)〔ジオテキスタイルを 用いた 補強土工法〕</td> <td style="width: 20%;">厚さ</td> <td style="width: 20%;">120m又は1箇所に 1回 〔施工後〕</td> <td style="width: 20%;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     河川土工との整合のため追記                 </div>	4 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	7	補強土壁工 〔補強土(テールアルメ)壁工 法〕(多数アンカー式補強土 工法)〔ジオテキスタイルを 用いた 補強土工法〕	厚さ	120m又は1箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚																																		
4 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	7	補強土壁工 〔補強土(テールアルメ)壁工 法〕(多数アンカー式補強土 工法)〔ジオテキスタイルを 用いた 補強土工法〕	厚さ	120m又は1箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚																																						

## 共通仕様書 土木工事編Ⅱ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																			
388	写真管理基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">4 道路編</td> <td style="width: 30px;">1 道路改良</td> <td style="width: 30px;">9 落石雪害防止工</td> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 150px;">落石防止網工</td> <td style="width: 30px;">幅</td> <td style="width: 100px;">1箇所に1回 〔施工後〕</td> <td style="width: 100px;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 30px;"></td> </tr> </table>	4 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4	落石防止網工	幅	1箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">4 道路編</td> <td style="width: 30px;">1 道路改良</td> <td style="width: 30px;">9 落石雪害防止工</td> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 150px;">落石防止網工 (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)</td> <td style="width: 30px;">幅</td> <td style="width: 100px;">1箇所に1回 〔施工後〕</td> <td rowspan="2" style="width: 100px;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 30px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="width: 150px;">落石防止網工 アンカー (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)</td> <td style="width: 30px;">削孔深さ</td> <td style="width: 100px;">1箇所に1回 〔施工後〕</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     工種に補足を追記、アンカーについても追記                 </div>	4 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4	落石防止網工 (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)	幅	1箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚						落石防止網工 アンカー (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)	削孔深さ	1箇所に1回 〔施工後〕																										
4 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4	落石防止網工	幅	1箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚																																															
4 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4	落石防止網工 (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)	幅	1箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚																																															
				落石防止網工 アンカー (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)	削孔深さ	1箇所に1回 〔施工後〕																																																
394	写真管理基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">4 道路編</td> <td style="width: 30px;">17 道路維持</td> <td style="width: 30px;">20 橋梁付属物</td> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 150px;">落橋防止装置工</td> <td style="width: 30px;">長さ、径、材質</td> <td style="width: 100px;">1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕</td> <td rowspan="2" style="width: 100px;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 30px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="width: 150px;"></td> <td style="width: 30px;">施工状況</td> <td style="width: 100px;">適宜〔施工中〕</td> <td></td> </tr> </table>	4 道路編	17 道路維持	20 橋梁付属物	4	落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	代表箇所 各1枚							施工状況	適宜〔施工中〕		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">4 道路編</td> <td style="width: 30px;">15 道路修繕</td> <td style="width: 30px;">20 橋梁付属物</td> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 150px;">落橋防止装置工</td> <td style="width: 30px;">長さ、径、材質</td> <td style="width: 100px;">1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕</td> <td rowspan="2" style="width: 100px;">代表箇所 各1枚</td> <td style="width: 30px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="width: 150px;">アンカー工(橋梁耐震補強工事)</td> <td style="width: 30px;">出来ばえ</td> <td style="width: 100px;">適宜〔施工中〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="width: 150px;"></td> <td style="width: 30px;">削孔深さ</td> <td style="width: 100px;">全数〔施工後〕</td> <td rowspan="2" style="width: 100px;">10箇所に各1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="width: 150px;"></td> <td style="width: 30px;">材料</td> <td style="width: 100px;">全数〔施工前〕</td> <td style="width: 100px;">全数</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">                     橋梁耐震補強工事のアンカーについて項目追記                 </div>	4 道路編	15 道路修繕	20 橋梁付属物	4	落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	代表箇所 各1枚						アンカー工(橋梁耐震補強工事)	出来ばえ	適宜〔施工中〕							削孔深さ	全数〔施工後〕	10箇所に各1枚							材料	全数〔施工前〕	全数
4 道路編	17 道路維持	20 橋梁付属物	4	落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	代表箇所 各1枚																																															
					施工状況	適宜〔施工中〕																																																
4 道路編	15 道路修繕	20 橋梁付属物	4	落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 〔材料搬入時〕	代表箇所 各1枚																																															
				アンカー工(橋梁耐震補強工事)	出来ばえ	適宜〔施工中〕																																																
					削孔深さ	全数〔施工後〕	10箇所に各1枚																																															
					材料	全数〔施工前〕		全数																																														